女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-03-0003_改 2
提出年月日	2021年7月13日

工事計画に係る説明資料

(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の

基本設計方針に係る説明資料)

2021年7月

東北電力株式会社

2.5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針,適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変更前	変更後
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実用	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備
発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」	の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準
及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びに	に関する規則」並びにこれらの解釈による。
これらの解釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の共通項目である「1. 地盤等, 2.	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の共通項目である「1. 地盤等, 2.
自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対する要求(4.5 安全弁等, 4.6 逆止め	自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.5 安全弁等,
弁,4.7 内燃機関の設計条件,4.8 電気設備の設計条件を除く。),5. そ	5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件, 5.8 電気設
の他」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第	備の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷
1章 共通項目」に基づく設計とする。	却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。
第2章 個別項目	第2章 個別項目
1. 燃料取扱設備	1. 燃料取扱設備
1.1 燃料取扱設備の基本方針	1.1 燃料取扱設備の基本方針
燃料体等の取扱設備は, 燃料交換機 (第 1, 2 号機共用 (以下同じ。)),	燃料体等の取扱設備は,燃料交換機(第1,2号機共用(以下同じ。)),
原子炉建屋クレーン(第 1,2 号機共用(以下同じ。))及び燃料チャン	原子炉建屋クレーン(第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャン
ネル着脱機(第 1,2 号機共用(以下同じ。))で構成し,新燃料を原子	ネル着脱機(第1,2号機共用(以下同じ。))で構成し,新燃料を原子
炉建屋原子炉棟に搬入してから原子炉建屋原子炉棟外へ搬出するまで,	炉建屋原子炉棟に搬入してから原子炉建屋原子炉棟外へ搬出するまで、
燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。	燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。
【26条1】	【26 条 1】
新燃料は,原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建	新燃料は,原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建

2 - 5 - 1

 \mathbb{N}

変更前	変更後
屋クレーン及び燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料プール(第	屋クレーン及び燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料プール(設計
1,2号機共用(以下同じ。))に移し,燃料交換機により炉心に挿入でき	基準対象施設としてのみ第1,2号機共用(以下同じ。))に移し、燃料
る設計とする。	交換機により炉心に挿入できる設計とする。
【26条2】	【26条2】
また,燃料の取替えは,原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り,水中	また, 燃料の取替えは, 原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り, 水中
で燃料交換機を用いて行うことができる設計とする。	で燃料交換機を用いて行うことができる設計とする。
【26条3】	【26条3】
使用済燃料は, 遮蔽に必要な水深を確保した状態で, 燃料交換機によ	使用済燃料は, 遮蔽に必要な水深を確保した状態で, 燃料交換機によ
り水中移送し,原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プールの使用済燃料	り水中移送し,原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プールの使用済燃料
貯蔵ラック(第1,2号機共用(以下同じ。))に貯蔵できる設計とする。	貯蔵ラック(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用(以下同じ。))
【26条4】	に貯蔵できる設計とする。
	【26条4】
使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用す	使用済燃料の発電所外への搬出には,使用済燃料輸送容器を使用す
る。	る。
また,使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出	また,使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出
する場合には、キャスクピット(第1、2号機共用)で使用済燃料輸送	する場合には,キャスクピット(第1,2号機共用)で使用済燃料輸送
容器に収納し、キャスク洗浄ピット(第1、2号機共用)で使用済燃料	容器に収納し、キャスク洗浄ピット(第1、2号機共用)で使用済燃料
輸送容器の除染を行い発電所外へ搬出する。	輸送容器の除染を行い発電所外へ搬出する。
【26条5】	【26条5】
燃料交換機及び燃料チャンネル着脱機は,燃料体等を一体ずつ取り扱	燃料交換機及び燃料チャンネル着脱機は,燃料体等を一体ずつ取り扱
う構造とすることにより, 臨界を防止する設計とし, 燃料体等の検査等	う構造とすることにより、臨界を防止する設計とし、燃料体等の検査等
を行う際に水面に近づいた状態であっても,燃料体等からの放射線の遮	を行う際に水面に近づいた状態であっても,燃料体等からの放射線の遮
蔽に必要な水深を確保できる設計とする。	蔽に必要な水深を確保できる設計とする。
【26条6】	【26条6】

 $\boldsymbol{\omega}$

変更前	変更後
原子炉建屋クレーンは,未臨界性を確保した容器に収納して吊り上げ	原子炉建屋クレーンは,未臨界性を確保した容器に収納して吊り上げ
る場合を除き,燃料体等を取り扱う場合は,一体ずつ取り扱う構造とし,	る場合を除き,燃料体等を取り扱う場合は,一体ずつ取り扱う構造とし,
臨界を防止する設計とする。	臨界を防止する設計とする。
【26条7】	【26条7】
燃料交換機は,燃料体等の炉心から使用済燃料プールへの移送操作,	燃料交換機は,燃料体等の炉心から使用済燃料プールへの移送操作,
使用済燃料プールから炉心への移送操作又は使用済燃料輸送容器への	使用済燃料プールから炉心への移送操作又は使用済燃料輸送容器への
収納操作等をすべて水中で行うことで,崩壊熱により燃料体等が溶融せ	収納操作等をすべて水中で行うことで,崩壊熱により燃料体等が溶融せ
ず,燃料体等からの放射線に対して,適切な遮蔽能力を有する設計とす	ず, 燃料体等からの放射線に対して, 適切な遮蔽能力を有する設計とす
る。	る。
【26条8】	【26条8】
燃料チャンネル着脱機は,燃料体等の検査等のための昇降操作等をす	燃料チャンネル着脱機は,燃料体等の検査等のための昇降操作等をす
べて水中で行うことで,崩壊熱により燃料体等が溶融せず,燃料体等か	べて水中で行うことで, 崩壊熱により燃料体等が溶融せず, 燃料体等か
らの放射線に対して、適切な遮蔽能力を有する設計とする。	らの放射線に対して、適切な遮蔽能力を有する設計とする。
【26条9】	【26条9】
原子炉建屋クレーンは,フック部の外れ止めを有し,使用済燃料輸送	原子炉建屋クレーンは,フック部の外れ止めを有し,使用済燃料輸送
容器等を取り扱う主巻フックは, 定格荷重を保持でき, 必要な安全率を	容器等を取り扱う主巻フックは, 定格荷重を保持でき, 必要な安全率を
有するワイヤロープを二重化することにより,燃料体等の重量物取り扱	有するワイヤロープを二重化することにより,燃料体等の重量物取り扱
い中に落下を防止できる設計とする。	い中に落下を防止できる設計とする。また、想定される使用済燃料プー
	ル内への落下物によって使用済燃料プール内の燃料体等が破損しない
	ことを計算により確認する。
なお、ワイヤロープ及びフックは、それぞれ「クレーン構造規格」、	なお、ワイヤロープ及びフックは、それぞれ「クレーン構造規格」、
「クレーン等安全規則」の規定を満たす安全率を有する設計とする。	「クレーン等安全規則」の規定を満たす安全率を有する設計とする。
【26条12】	【26条12】
燃料交換機の燃料つかみ具は,昇降を安全かつ確実に行うため,定格	燃料交換機の燃料つかみ具は,昇降を安全かつ確実に行うため,定格

2 - 5 - 3

4

変更前	変更後
荷重を保持でき,必要な安全率を有するワイヤロープの二重化,フック	荷重を保持でき, 必要な安全率を有するワイヤロープの二重化, フック
部の外れ止めを有し、グラップルヘッドには機械的インターロックを設	部の外れ止めを有し, グラップルヘッドには機械的インターロックを設
ける設計とする。	ける設計とする。
【26条10】	【26条10】
燃料チャンネル着脱機は,下限リミットスイッチによるインターロッ	燃料チャンネル着脱機は,下限リミットスイッチによるインターロッ
ク及び燃料体等を上部で保持する固定具により燃料体等の使用済燃料	ク及び燃料体等を上部で保持する固定具により燃料体等の使用済燃料
プール床面への落下を防止できる設計とする。	プール床面への落下を防止できる設計とする。
【26条14】	【26条14】
燃料交換機は,燃料体等の取り扱い中に過荷重となった場合に上昇を	燃料交換機は,燃料体等の取り扱い中に過荷重となった場合に上昇を
阻止するインターロックを設けるとともに荷重監視を行うことにより、	阻止するインターロックを設けるとともに荷重監視を行うことにより、
過荷重による燃料体等の落下を防止できる設計とする。	過荷重による燃料体等の落下を防止できる設計とする。
【26条11】	【26条11】
燃料交換機は、 地震時にも転倒することがないように、 走行レール及	燃料交換機は、 地震時にも転倒することがないように、 走行レール及
び横行レール頭部を抱き込む構造をした転倒防止装置を設ける。	び横行レール頭部を抱き込む構造をした転倒防止装置を設ける。
【26 条 15】	【26条15】
原子炉建屋クレーンは, 地震時にも転倒することがないように走行方	原子炉建屋クレーンは, 地震時にも転倒することがないように走行方
向及び横行方向に対して, クレーン本体等の浮上り量を考慮し, 脱線防	向及び横行方向に対して, クレーン本体等の浮上り量を考慮し, 脱線防
止ラグを設けることで,クレーン本体等の車輪がレール上から落下しな	止ラグを設けることで,クレーン本体等の車輪がレール上から落下しな
い設計とする。	い設計とする。
【26条16】	【26条16】
また,原子炉建屋クレーンは,使用済燃料輸送容器等の重量物を吊っ	また,原子炉建屋クレーンは,使用済燃料輸送容器等の重量物を吊っ
た状態では,使用済燃料貯蔵ラック上を走行できないようにインターロ	た状態では,使用済燃料貯蔵ラック上を走行できないようにインターロ
ックを設ける設計とする。	ックを設ける設計とする。
【26条13】	【26条13】

変更前	変更後
使用済燃料を収納する使用済燃料輸送容器(第1号機設備,第1,2,	使用済燃料を収納する使用済燃料輸送容器(第1号機設備,第1,2,
3 号機共用)は,取り扱い中における衝撃,熱,その他の容器に加わる	3 号機共用)は、取り扱い中における衝撃、熱、その他の容器に加わる
負荷に耐え、容易かつ安全に取り扱うことができる設計とする。また、	負荷に耐え、容易かつ安全に取り扱うことができる設計とする。また、
運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等	運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等
が生じない設計とする。	が生じない設計とする。
更に,理論的若しくは適切な試験等により所定の機能を満足できる設	更に,理論的若しくは適切な試験等により所定の機能を満足できる設
計とする。	計とする。
【26条17】	【26 条 17】
使用済燃料輸送容器(第1号機設備,第1,2,3号機共用)は、内部	使用済燃料輸送容器(第1号機設備,第1,2,3号機共用)は、内部
に使用済燃料が収納された場合に、放射線障害を防止するため、その容	に使用済燃料が収納された場合に, 放射線障害を防止するため, その容
器表面の線量当量率が 2mSv/h 以下及び容器表面から 1m 離れた位置に	器表面の線量当量率が 2mSv/h 以下及び容器表面から 1m 離れた位置に
おける線量当量率が 100μSv/h 以下となるよう, 収納される使用済燃	おける線量当量率が 100μSv/h 以下となるよう, 収納される使用済燃
料の放射能強度を考慮して十分な遮蔽を行うことができる設計とする。	料の放射能強度を考慮して十分な遮蔽を行うことができる設計とする。
【26条18】	【26条18】
燃料交換機の燃料つかみ具は空気作動式とし,燃料体等をつかんだ状	燃料交換機の燃料つかみ具は空気作動式とし,燃料体等をつかんだ状
態で圧縮空気が喪失した場合にも, つかんだ状態を保持し, 燃料体等が	態で圧縮空気が喪失した場合にも, つかんだ状態を保持し, 燃料体等が
外れない設計とする。	外れない設計とする。
【26条19】	【26条19】
燃料交換機, 原子炉建屋クレーン及び燃料チャンネル着脱機は, 動力	燃料交換機, 原子炉建屋クレーン及び燃料チャンネル着脱機は, 動力
電源喪失時に電磁ブレーキによる保持機能により,燃料体等の落下を防	電源喪失時に電磁ブレーキによる保持機能により,燃料体等の落下を防
止できる設計とする。	止できる設計とする。
【26 条 20】	【26 条 20】
1.2 設備の共用	1.2 設備の共用

0

変更前	変更後
燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは,第1号機と共用するが,第1	燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは,第1号機と共用するが,第1
号機の使用済燃料,輸送容器等の吊り荷重を考慮した設計とすること	号機の使用済燃料,輸送容器等の吊り荷重を考慮した設計とすること
で、共用により安全性を損なわない設計とする。	で、共用により安全性を損なわない設計とする。
【15条12】	【15条12】
2. 燃料貯蔵設備	2. 燃料貯蔵設備
2.1 燃料貯蔵設備の基本方針	2.1 燃料貯蔵設備の基本方針
燃料体等を貯蔵する設備として,新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プール	燃料体等を貯蔵する設備として,新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プール
を設ける設計とする。	を設ける設計とする。
【26 条 21】	【26 条 21】
新燃料貯蔵庫は,通常時の燃料取替を考慮し,適切な貯蔵能力を有し,	新燃料貯蔵庫は,通常時の燃料取替を考慮し,適切な貯蔵能力を有し,
全炉心燃料の約40%を収納できる設計とする。	全炉心燃料の約40%を収納できる設計とする。
【26 条 28】	【26 条 28】
使用済燃料プールは,第2号機の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵が	使用済燃料プールは, 第2号機の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵が
可能であり,更に放射化された機器等の貯蔵及び取り扱いができるスペ	可能であり,更に放射化された機器等の貯蔵及び取り扱いができるスペ
ースを確保した設計とする。なお、通常運転中、全炉心の燃料体等を貯	ースを確保した設計とする。なお、通常運転中、全炉心の燃料体等を貯
蔵できる容量を確保できる設計とする。	蔵できる容量を確保できる設計とする。
【26 条 29】	【26 条 29】
燃料体等の貯蔵設備は,燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らない	燃料体等の貯蔵設備は,燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らない
よう、フェンス等により立ち入りを制限できる設計とする。	よう、フェンス等により立ち入りを制限できる設計とする。
【26 条 49】	【26 条 49】
新燃料貯蔵庫は,原子炉建屋原子炉棟内の独立した区画に設け,新燃	新燃料貯蔵庫は,原子炉建屋原子炉棟内の独立した区画に設け,新燃
料を新燃料貯蔵ラックで貯蔵できる設計とする。新燃料貯蔵庫は、鉄筋	料を新燃料貯蔵ラックで貯蔵できる設計とする。新燃料貯蔵庫は、鉄筋
コンクリート構造とし,想定されるいかなる状態においても新燃料が臨	コンクリート構造とし,想定されるいかなる状態においても新燃料が臨

 $\overline{}$

変更前	変更後
界に達することのない設計とする。 新燃料は, 堅固な構造のラックに垂	界に達することのない設計とする。 新燃料は, 堅固な構造のラックに垂
直に入れ, 乾燥状態で保管し, 新燃料貯蔵庫には水が充満するのを防止	直に入れ,乾燥状態で保管し,新燃料貯蔵庫には水が充満するのを防止
するための排水口を設ける設計とする。	するための排水口を設ける設計とする。
【26 条 22】	【26条22】
新燃料貯蔵庫に設置する新燃料貯蔵ラックは,貯蔵燃料の臨界を防止	新燃料貯蔵庫に設置する新燃料貯蔵ラックは,貯蔵燃料の臨界を防止
するために必要な燃料間距離を保持し,たとえ新燃料を貯蔵容量最大で	するために必要な燃料間距離を保持し,たとえ新燃料を貯蔵容量最大で
貯蔵した状態で,万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態	貯蔵した状態で,万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態
を仮定しても、実効増倍率を 0.95 以下に保つ設計とする。	を仮定しても、実効増倍率を 0.95 以下に保つ設計とする。
【26条23】	【26条23】
使用済燃料プールは,原子炉建屋原子炉棟内に設け,燃料体等を水中	使用済燃料プールは,原子炉建屋原子炉棟内に設け,燃料体等を水中
の使用済燃料貯蔵ラックに垂直に一体ずつ入れて貯蔵する。使用済燃料	の使用済燃料貯蔵ラックに垂直に一体ずつ入れて貯蔵する。使用済燃料
貯蔵ラックは,中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使	貯蔵ラックは,中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使
用するとともに適切な燃料間距離をとることにより,燃料体等を貯蔵容	用するとともに適切な燃料間距離をとることにより,燃料体等を貯蔵容
量最大で貯蔵し,かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック	量最大で貯蔵し,かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック
内燃料貯蔵位置等について,想定されるいかなる場合でも実効増倍率を	内燃料貯蔵位置等について,想定されるいかなる場合でも実効増倍率を
0.95 以下に保ち,貯蔵燃料の臨界を防止できる設計とする。	0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止できる設計とする。
【26条24】	【26 条 24】
使用済燃料プールは,鉄筋コンクリート造,ステンレス鋼内張りの水	使用済燃料プールは,鉄筋コンクリート造,ステンレス鋼内張りの水
槽であり, 使用済燃料プールからの放射性物質を含む水があふれ, 又は	槽であり,使用済燃料プールからの放射性物質を含む水があふれ,又は
漏れない構造とする。	漏れない構造とする。
【26条31】	【26条31】
使用済燃料プール内の壁面及び底部は,コンクリート壁による遮蔽を	使用済燃料プール内の壁面及び底部は,コンクリート壁による遮蔽を
施すとともに,燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保	施すとともに,燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保
することにより、燃料体等からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有	することにより、燃料体等からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有

変更前	変更後
し、放射線業務従事者の被ばくを低減する設計とする。	し、放射線業務従事者の被ばくを低減する設計とする。
【26条33】	【26条33】
万一, 使用済燃料プールからの水の漏えいが発生し, かつ, 使用済燃	万一, 使用済燃料プールからの水の漏えいが発生し, かつ, 使用済燃
料プール水の補給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には,残留熱	料プール水の補給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には,残留熱
除去系を用いてサプレッションチェンバのプール水を補給できる設計	除去系を用いてサプレッションチェンバのプール水を補給できる設計
とする。	とする。
【26条34】	【26条34】
使用済燃料プールは、内面をステンレス鋼内張りに施設することによ	使用済燃料プールは, 内面をステンレス鋼内張りに施設することによ
り,燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下により機能を失うよ	り,燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下及び重量物の落下に
うな損傷が生じない設計とする。	より機能を失うような損傷が生じない設計とする。
【26 条 36】	【26条36】
燃料体等の落下に関しては, 模擬燃料体の気中落下試験(以下「落下	燃料体等の落下に関しては、模擬燃料体の気中落下試験(以下「落下
試験」という。)での最大減肉量を考慮しても使用済燃料プールの機能	試験」という。)での最大減肉量を考慮しても使用済燃料プールの機能
が損なわれない厚さ以上のステンレス鋼内張りを施設する設計とする。	が損なわれない厚さ以上のステンレス鋼内張りを施設する設計とする。
【26条37】	なお, 使用済燃料輸送容器に使用済燃料を収納する場合などは, 落下試
	験での落下高さを超えるため,水の浮力を考慮することにより落下試験
	時の落下エネルギを下回ることを確認する。
	【26条37】
	重量物の落下に関しては, 使用済燃料プール周辺の状況, 現場におけ
	る作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギを評価
	し,落下試験時の燃料体等の落下エネルギ以上となる設備等に対して
	は,以下のとおり適切な落下防止対策を施し,使用済燃料プールの機能
	を維持する設計とする。
	【26条38】

変更前	変更後
	使用済燃料プールからの離隔を確保できる重量物については,使用済
	燃料プールへ落下するおそれがないよう,転倒等を仮定しても使用済燃
	料プールに届かない距離に設置する。また,転倒防止のため床面や壁面
	へ固定する設計とする。
	【26 条 39】
	原子炉建屋クレーンは,使用済燃料貯蔵ラック上を使用済燃料輸送容
	器等重量物を吊った状態で走行及び横行できないように可動範囲を制
	限するインターロックを設ける設計とする。
	【26条40】
	原子炉建屋原子炉棟の屋根を支持する屋根トラスは,基準地震動Ss
	に対する発生応力が終局耐力を超えず,使用済燃料プール内に落下しな
	い設計とする。また、屋根については鋼鈑(デッキプレート)の上に鉄
	筋コンクリート造の床を設けた構造とし, 地震による剥落のない構造と
	する。また,燃料取替床の床面より上部を構成する壁は,鉄筋コンクリ
	ート造の耐震壁であり,燃料取替床の床面より下部の耐震壁と合わせて
	基準地震動Ssに対して使用済燃料プール内に落下しない設計とする。
	【26条41】
	燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは,基準地震動Ssによる地震荷
	重に対し,燃料交換機本体及び原子炉建屋クレーン本体の健全性評価及
	び転倒落下防止評価を行い,使用済燃料プールへの落下物とならない設
	計とする。
	【26条42】
	燃料交換機本体及び原子炉建屋クレーン本体の健全性評価において
	は,想定される使用条件において評価が保守的になるよう吊荷の条件を

変更前	変更後
	考慮し、地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とする。
	【26条43】
	燃料交換機の転倒落下防止評価においては, 走行レール及び横行レー
	ル頭部を抱き込む構造をした燃料交換機の脱線防止装置について,想定
	される使用条件において評価が保守的になるよう吊荷の条件を考慮し、
	地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とする。
	【26条44】
	燃料交換機の走行レール及び横行レールの健全性評価においては,想
	定される使用条件において, 地震時の発生応力が許容応力以下となる設
	計とする。
	【26条45】
	原子炉建屋クレーンの転倒落下防止評価においては,走行方向及び横
	行方向に浮上り代を設けた構造をした原子炉建屋クレーンの脱線防止
	ラグについて,想定される使用条件において評価が保守的となるよう吊
	荷の条件を考慮し, 地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計と
	する。
	【26条46】
	使用済燃料プールからの離隔を確保できないその他の重量物につい
	ては, 基準地震動Ssを考慮しても, 地震時の各部発生応力が許容応力
	以下となる設計とすることで,使用済燃料プールへの落下物とならない
	設計とする。
	【26条50】
使用済燃料は,使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵するが,使用済燃料貯蔵	使用済燃料は,使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵するが,使用済燃料貯蔵
ラックに収納できないような破損燃料体が生じた場合は,使用済燃料プ	ラックに収納できないような破損燃料体が生じた場合は,使用済燃料プ

変更前	変更後
ール水の放射能汚染拡大を防ぐため、使用済燃料プール内の制御棒・破	ール水の放射能汚染拡大を防ぐため,使用済燃料プール内の制御棒・破
損燃料貯蔵ラックに収納できる設計とする。	損燃料貯蔵ラックに収納できる設計とする。
【26 条 30】	【26条30】
	地震時における使用済燃料プールの健全性確保のため,使用済燃料プ
	ールに設置されている制御棒貯蔵ハンガに制御棒を保管する場合は,北
	側の制御棒貯蔵ハンガは6本掛け9列のうち4本5列の使用に制限す
	る運用,南側の制御棒貯蔵ハンガは使用しない運用とするとともに,そ
	の旨を保安規定に定めて管理する。
	【26 条 51】
使用済燃料を貯蔵する乾式キャスクは保有しない。	使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク(兼用キャスクを含む。)は保有
【26 条 48】	しない。
	【26条48】
2.2 設備の共用	2.2 設備の共用
使用済燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックは,第1号機と共用す	使用済燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックは,第1号機と共用す
ることで,第1号機の使用済燃料を第2号機の使用済燃料プールに貯	ることで,第1号機の使用済燃料を第2号機の使用済燃料プールに貯
蔵することが可能な設計としている。設備容量の範囲内で運用すること	蔵することが可能な設計としている。設備容量の範囲内で運用すること
により,燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足しないようにすること	により,燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足しないようにすること
で、共用により安全性を損なわない設計とする。	で、共用により安全性を損なわない設計とする。
【15条11】	【15条11】
3. 計測装置等	3. 計測装置等
使用済燃料プールの水温を計測する装置として燃料貯蔵プール水温度	使用済燃料プールの水温を計測する装置として燃料貯蔵プール水温度,
及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度を設け,計測結果を中央制御室	燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度及び使用済燃料プール水位/温度

O 2 ① II R 2

変更前	変更後
に表示できる設計とする。また,燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷	(ガイドパルス式)を設け, 計測結果を中央制御室に表示できる設計とす
却浄化系ポンプ入口温度は計測結果を記録できる設計とする。	る。また, 燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温
【34条32】	度は計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。
	【34条32】
	使用済燃料プールの水位を計測するための装置として燃料貯蔵プール
	水位,燃料プールライナドレン漏えい及び使用済燃料プール水位/温度(ガ
	イドパルス式)を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。
	また, 燃料貯蔵プール水位の記録はプロセス計算機から帳票として出力し
	保存できる設計とする。
	【34条33】
	燃料貯蔵プール水温度,燃料貯蔵プール水位及び使用済燃料プール水位
	/温度(ガイドパルス式)は、外部電源が使用できない場合においても非
	常用所内電源系からの電源供給により,使用済燃料プールの水温及び水位
	を計測することができる設計とする。
	【34条34】
使用済燃料プールの水温の著しい上昇又は使用済燃料プールの水位の	使用済燃料プールの水温の著しい上昇又は使用済燃料プールの水位の
著しい低下の場合に,これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報	著しい低下の場合に,これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報
(使用済燃料プール水温高又は使用済燃料プール水位低)を発信する装置	(使用済燃料プール水温高又は使用済燃料プール水位低)を発信する装置
を設けるとともに,表示ランプの点灯,ブザー鳴動等により運転員に通報	を設けるとともに,表示ランプの点灯,ブザー鳴動等により運転員に通報
できる設計とする。	できる設計とする。
【47条4】	【47条4】
	重大事故等時に使用済燃料プールの監視設備として,使用済燃料プール
	水位/温度(ヒートサーモ式),使用済燃料プール水位/温度(ガイドパル
	ス式) を設け, 想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲に

O 2 ① II R 2

変更前	変更後
	わたり測定可能な設計とする。また、計測結果は中央制御室に表示し、記
	録及び保存できる設計とする。
	【69条51】
	使用済燃料プール監視カメラ(個数1)は,想定される重大事故等時に
	おいて使用済燃料プールの状態を監視できる設計とする。
	また,使用済燃料プール監視カメラは,カメラと一体の冷却装置により
	冷却することで、耐環境性向上を図る設計とする。
	【69 条 52】
	使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)は,所内常設蓄電式直
	流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電
	が可能であり、使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)及び使用
	済燃料プール監視カメラは,常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電
	源設備から給電が可能な設計とする。
	【69 条 53】
	重大事故等が発生し,当該重大事故等に対処するために監視することが
	必要なパラメータとして,使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを
	計測する装置を設ける設計とする。
	【73条2】
	重大事故等が発生し, 計測機器(非常用のものを含む。)の故障により,
	当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計
	測することが困難となった場合において,当該パラメータを推定するため
	に必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。
	【73条1】
	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心

14

変更前	変更後
	損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発
	電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし,計測する装置は
	「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」の「使用
	済燃料貯蔵槽の温度,水位及び漏えいを監視する装置」に示す重大事故等
	対処設備の他,使用済燃料プール監視カメラ(個数1)とする。
	【73 条 3】
	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必
	要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装
	置は,設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し,適切に対
	応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生
	し,当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの
	計測が困難となった場合に,代替パラメータにより推定ができる設計とす
	る。
	【73条8】
	また,重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設
	の状態を把握するための能力(計測可能範囲)を明確にするとともに、パ
	ラメータの計測が困難となった場合の代替パラメータによる推定等,複数
	のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定め
	て管理する。
	【73条7】【73条9】
	使用済燃料プールの監視で想定される重大事故等の対応に必要となる
	パラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制
	御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。
	【73 条 12】

O 2 ① II R 2

変更前	変更後
	重大事故等の対応に必要となるパラメータは、安全パラメータ表示シス
	テム(SPDS)のうち SPDS 伝送装置にて電磁的に記録,保存し,電源喪失
	により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。
	また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。
	【73 条 13】
	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必
	要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装
	置の電源は,非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により
	計器電源が喪失した場合において,代替電源設備として常設代替交流電源
	設備,可搬型代替交流電源設備,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替
	直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。
	【73 条 10】
	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特
	に重要なパラメータとして,炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策
	等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するための
	パラメータを計測する装置については、温度及び水位に係るものについ
	て, 乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉格納容
	器内の温度、圧力、水位、流量(注水量)の計測用として測定時の故障を
	想定した予備1個を含む1セット26個(予備26個(緊急時対策建屋に
	保管)))(計測制御系統施設のうち「2.4 電源喪失時の計測」の設備を核
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3. 計測装置等」の設備として
	兼用)により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。
	なお, 可搬型計測器による計測においては, 計測対象の設定を行う際の
	考え方として、同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、

変更前	変更後
	いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。
	【73 条 11】
4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備
4.1 燃料プール冷却浄化系	4.1 燃料プール冷却浄化系
使用済燃料プールは,燃料プール冷却浄化系ポンプ(第 1,2号機共	使用済燃料プールは,燃料プール冷却浄化系ポンプ(設計基準対象施
用 (以下同じ。)), 燃料プール冷却浄化系熱交換器 (第1,2号機共用 (以	設としてのみ第1,2号機共用(以下同じ。)),燃料プール冷却浄化系熱
下同じ。)),燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(第1,2号機共用(以下	交換器(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用(以下同じ。)),
同じ。))等で構成する燃料プール冷却浄化系を設け,通常運転時,運転	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(第 1, 2 号機共用(以下同じ。))等
時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,使用済燃料からの	で構成する燃料プール冷却浄化系を設け、通常運転時、運転時の異常な
崩壊熱を除去するとともに,使用済燃料プール水を浄化できる設計とす	過渡変化時及び設計基準事故時において,使用済燃料からの崩壊熱を除
る。	去するとともに、使用済燃料プール水を浄化できる設計とする。
また,補給水ラインを設け,使用済燃料プール水の補給が可能な設計	また,補給水ラインを設け,使用済燃料プール水の補給が可能な設計
とする。	とする。
【26 条 25】	【26 条 25】
更に,全炉心燃料を使用済燃料プールに取り出した場合や燃料プール	更に,全炉心燃料を使用済燃料プールに取り出した場合や燃料プール
冷却浄化系での使用済燃料プールの冷却ができない場合は,残留熱除去	冷却浄化系での使用済燃料プールの冷却ができない場合は,残留熱除去
系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。	系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。
【26 条 26】	【26条26】
燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱は,原子炉補機冷却水系	燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱は,原子炉補機冷却水系
(原子炉補機冷却海水系を含む。)を経て,最終ヒートシンクである海	(原子炉補機冷却海水系を含む。)を経て,最終ヒートシンクである海
へ輸送できる設計とする。	へ輸送できる設計とする。
【26条27】	【26条27】
	使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するため

17

O 2 ① II R 2

変更前	変更後
	の重大事故等対処設備として,燃料プール冷却浄化系を設ける設計とす
	る。
	【69 条 54】
	燃料プール冷却浄化系は,使用済燃料プールの水を燃料プール冷却浄
	化系ポンプにより燃料プール冷却浄化系熱交換器等を経由して循環さ
	せることで、使用済燃料プールを冷却できる設計とする。
	【69 条 55】
	燃料プール冷却浄化系は,非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却水
	系(原子炉補機冷却海水系を含む。)が機能喪失した場合でも、常設代
	替交流電源設備及び原子炉補機代替冷却水系を用いて,使用済燃料プー
	ルを除熱できる設計とする。
	【69条56】
	燃料プール冷却浄化系で使用する原子炉補機代替冷却水系は,原子炉
	補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し, ナ
	容量送水ポンプ(タイプI)により原子炉補機代替冷却水系熱交換器=
	ニットに海水を送水することで,燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去
	した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。
	【69 条 57】
	燃料プール冷却浄化系の流路として,設計基準対象施設である使用液
	燃料プール,使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを
	重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について
	重大事故等対処設備としての設計を行う。
	【69 条 62】

O 2 ① II R 2

変更前	変更後
	4.2 燃料プール代替注水系
	使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し,又は使用済燃料
	プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの
	水位が低下した場合において使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し,
	放射線を遮蔽し,及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備
	として、燃料プール代替注水系を設ける設計とする。
	【69 条 1】
	使用済燃料プールに接続する配管の破損等により,燃料プール冷却浄
	化系配管からサイフォン現象による水の漏えいが発生した場合に,原子
	炉建屋原子炉棟における線量率が放射線被ばくを管理する上で定めた
	線量率を満足できるよう, 漏えいの継続を防止し, 燃料体等からの放射
	線の遮蔽に必要となる水位を維持するため,燃料プール冷却浄化系戻り
	配管上部にサイフォンブレーク孔を設ける設計とする。
	【69条3】
	サイフォンブレーク孔は, 耐震性も含めて機器, 弁類等の故障及び誤
	操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。
	【69 条 4】
	4.2.1 燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの
	残留熱除去系 (燃料プール水の冷却) 及び燃料プール冷却浄化系
	の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失若しくは残留熱除去系
	ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済
	燃料プールに接続する配管の破損等により使用済燃料プール水の

変更前	変更後
	小規模な漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に、
	使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨
	界を防止するための重大事故等対処設備として,燃料プール代替注
	水系(常設配管)を設ける設計とする。
	【69 条 5】
	燃料プール代替注水系(常設配管)は、大容量送水ポンプ(タイ
	プI)により、代替淡水源の水を燃料プール代替注水系配管等を経
	由して使用済燃料プールへ注水することで,使用済燃料プールの水
	位を維持できる設計とする。
	【69 条 6】
	燃料プール代替注水系(常設配管)は,代替淡水源が枯渇した場
	合において,重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大
	容量送水ポンプ(タイプI)により海を利用できる設計とする。
	【69条8】
	また,使用済燃料プールは,使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持
	した状態において、燃料プール代替注水系(常設配管)による冷却
	及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し,実効増倍率
	が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含め
	て 0.95 以下で臨界を防止できる設計とする。
	【69 条 7】
	大容量送水ポンプ(タイプ I)は, 空冷式のディーゼルエンジン
	により駆動できる設計とする。
	【69条9】
	大容量送水ポンプ(タイプ I)は,想定される重大事故等時にお

変更前	変更後
	いて、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、
	及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。
	【69 条 10】
	燃料プール代替注水系(常設配管)に使用するホースの敷設等は,
	ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。
	【69 条 12】
	なお,ホース延長回収車は,核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
	のうち「4.3 燃料プールスプレイ系」,「4.4 放射性物質拡散抑制
	系」,原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベ
	ント系」,「5.6 低圧代替注水系」,「5.10.2 代替水源移送系」,「7.3
	原子炉補機代替冷却水系」,原子炉格納施設のうち「3.2.2 原子炉
	格納容器下部注水系」,「3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却
	系」,「3.2.6 低圧代替注水系」,「3.3.4 放射性物質拡散抑制系」,
	「3.3.5 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火)」,
	「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」,「3.5.1 原子炉格納
	容器フィルタベント系」の設備と兼用する設計とする。
	【69条13】
	燃料プール代替注水系(常設配管)の流路として、設計基準対象
	施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒
	破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することか
	ら,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行
	う。
	【69 条 14】

変更前	変更後
	4.2.2 燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注
	水
	残留熱除去系(燃料プール水の冷却)及び燃料プール冷却浄化系
	の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失若しくは残留熱除去系
	ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し,又は使用済
	燃料プールに接続する配管の破損等により使用済燃料プール水の
	小規模な漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に,
	使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨
	界を防止するための重大事故等対処設備として,燃料プール代替注
	水系(可搬型)を設ける設計とする。
	【69 条 16】
	燃料プール代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ
	I)により代替淡水源の水をホース等を経由して使用済燃料プール
	へ注水することにより,使用済燃料プールの水位を維持できる設計
	とする。
	【69 条 17】
	燃料プール代替注水系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合
	において,重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容
	量送水ポンプ(タイプI)により海を利用できる設計とする。
	【69 条 19】
	また,使用済燃料プールは,使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持
	した状態において,燃料プール代替注水系(可搬型)による冷却及
	び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し,実効増倍率が
	最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて

変更前	変更後
	0.95以下で臨界を防止できる設計とする。
	【69 条 18】
	大容量送水ポンプ(タイプ I)は,空冷式のディーゼルエンジン
	により駆動できる設計とする。
	【69 条 20】
	大容量送水ポンプ(タイプ I)は,想定される重大事故等時にお
	いて、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、
	及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。
	【69 条 21】
	燃料プール代替注水系 (可搬型) に使用するホースの敷設等は,
	ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。
	【69 条 23】
	なお,ホース延長回収車は,核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
	のうち「4.3 燃料プールスプレイ系」,「4.4 放射性物質拡散抑制
	系」,原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベ
	ント系」,「5.6 低圧代替注水系」,「5.10.2 代替水源移送系」,「7.3
	原子炉補機代替冷却水系」,原子炉格納施設のうち「3.2.2 原子炉
	格納容器下部注水系」,「3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却
	系」,「3.2.6 低圧代替注水系」,「3.3.4 放射性物質拡散抑制系」,
	「3.3.5 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火)」,
	「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」,「3.5.1 原子炉格納
	容器フィルタベント系」の設備と兼用する設計とする。
	【69 条 24】
	燃料プール代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施

変更前	変更後
	設である使用済燃料プール,使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破
	損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから,
	流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。
	【69 条 25】
	4.3 燃料プールスプレイ系
	使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用
	済燃料プールの水位が異常に低下した場合において,使用済燃料プール
	内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し,及び臨界を防止するために
	必要な重大事故等対処設備として燃料プールスプレイ系を設ける設計
	とする。
	【69 条 2】
	4.3.1 燃料プールスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへの
	スプレイ
	使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料 プールの水位が異常に低下した場合に,燃料損傷を緩和するととも
	ノールの水位が異常に低下した場合に, 然科損傷を疲ねりるととも に, 燃料損傷時には使用済燃料プール内の燃料体等の上部全面にス
	に, 然料損傷時には使用損燃料シール内の燃料体等の工部主面に プレイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低
	ブレイ することにより Cさる 限り 環境、 Cの 放射 住物員の 放山 を 低 減するための 重大事故等対処設備として, 燃料プールスプレイ系
	(常設配管)を設ける設計とする。
	(市政配官) を成ける政計とする。 【69 条 27】
	(09 未 21) 燃料プールスプレイ系(常設配管)は,大容量送水ポンプ(タイ
	プI)により,代替淡水源の水を燃料プールスプレイ系配管等を経

変更前	変更後
	由してスプレイノズルから使用済燃料プール内の燃料体等に直接
	スプレイすることで, 燃料損傷を緩和するとともに, 環境への放射
	性物質の放出をできる限り低減できるよう,使用済燃料プール内燃
	料体等の上部全面に向けてスプレイし,使用済燃料プール内燃料体
	からの崩壊熱による蒸散量を上回る量をスプレイできる設計とす
	る。
	【69 条 28】
	使用済燃料プールは,燃料プールスプレイ系(常設配管)にて,
	使用済燃料貯蔵ラック及び燃料体等を冷却し,臨界にならないよう
	に配慮したラック形状及び燃料配置において,いかなる一様な水密
	度であっても実効増倍率は不確定性を含めて 0.95 以下で臨界を防
	止できる設計とする。
	【69 条 29】
	燃料プールスプレイ系(常設配管)は、代替淡水源が枯渇した場
	合において,重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大
	容量送水ポンプ(タイプI)により海を利用できる設計とする。
	【69 条 30】
	大容量送水ポンプ(タイプ I)は, 空冷式のディーゼルエンジン
	により駆動できる設計とする。
	【69 条 31】
	燃料プールスプレイ系(常設配管)に使用するホースの敷設等は,
	ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び
	貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物
	質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.3 燃料プールスプレイ系」

変更前	変更後
	の設備として兼用)により行う設計とする。
	【69 条 33】
	燃料プールスプレイ系(常設配管)の流路として、設計基準対象
	施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・
	破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することか
	ら,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行
	う 。
	【69 条 34】
	4.3.2 燃料プールスプレイ系(可搬型)による使用済燃料プールへのス
	プレイ
	使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料
	プールの水位が異常に低下した場合に,燃料損傷を緩和するととも
	に,燃料損傷時には使用済燃料プール内の燃料体等の上部全面にス
	プレイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低
	減するための重大事故等対処設備として、燃料プールスプレイ系
	(可搬型)を設ける設計とする。
	【69 条 36】
	燃料プールスプレイ系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ
	I)により,代替淡水源の水をホース等を経由してスプレイノズル
	から使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイすることで,燃
	料損傷を緩和するとともに,環境への放射性物質の放出をできる限
	り低減できるよう使用済燃料プール内燃料体等の上部全面に向け
	てスプレイし,使用済燃料プール内燃料体等からの崩壊熱による蒸

変更前	変更後
	散量を上回る量をスプレイできる設計とする。
	【69条37】
	使用済燃料プールは、燃料プールスプレイ系(可搬型)にて、使
	用済燃料貯蔵ラック及び燃料体等を冷却し,臨界にならないように
	配慮したラック形状及び燃料配置において,いかなる一様な水密度
	であっても実効増倍率は不確定性を含めて 0.95 以下で臨界を防止
	できる設計とする。
	【69条38】
	燃料プールスプレイ系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合
	において,重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容
	量送水ポンプ(タイプI)により海を利用できる設計とする。
	【69 条 39】
	大容量送水ポンプ(タイプ I)は,空冷式のディーゼルエンジン
	により駆動できる設計とする。
	【69条40】
	燃料プールスプレイ系 (可搬型) に使用するホースの敷設等は,
	ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び
	貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物
	質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.3 燃料プールスプレイ系」
	の設備として兼用)により行う設計とする。
	【69 条 42】
	燃料プールスプレイ系 (可搬型)の流路として,設計基準対象施
	設である使用済燃料プール,使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破
	損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから,

変更前	変更後
	流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。
	【69 条 43】
	4.4 放射性物質拡散抑制系
	4.4.1 大気への拡散抑制
	使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料
	プールの水位の異常な低下により,使用済燃料プール内の燃料体等
	の著しい損傷に至った場合において,燃料損傷時にはできる限り環
	境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備と
	して、放水設備(大気への拡散抑制設備)を設ける設計とする。
	【69条45】【70条1】
	放水設備(大気への拡散抑制設備)は、大容量送水ポンプ(タイ
	プⅡ)により海水を取水し、ホースを経由して放水砲から原子炉建
	屋へ放水することにより,環境への放射性物質の放出を可能な限り
	低減できる設計とする。
	【69条46】【70条2】
	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)及び放水砲は,設置場所を任意に
	設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とす
	る。
	【70条2】
	放水設備(大気への拡散抑制設備)に使用するホースの敷設等は,
	ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び
	貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物
	質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.4 放射性物質拡散抑制系」

変更前	変更後
	の設備として兼用)により行う設計とする。
	【69 条 48】【70 条 4】
	4.4.2 海洋への拡散抑制
	使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合にお
	いて,発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等
	対処設備として、海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)を設け
	る設計とする。
	【70条1】
	海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設
	備として、海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)は、シルトフ
	ェンス(原子炉格納施設のうち「3.3.4 放射性物質拡散抑制系」
	の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.4 放射性
	物質拡散抑制系」の設備として兼用)で構成する。シルトフェンス
	は、汚染水が発電所から海洋に流出する 4 箇所(南側排水路排水
	桝,タービン補機放水ピット,北側排水路排水桝及び取水口)に設
	置できる設計とする。
	【70条7】
	シルトフェンスは,海洋への放射性物質の拡散を抑制するため,
	設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。 必要数は,各設
	置場所に必要な幅に対してシルトフェンスを二重に設置すること
	とし,南側排水路排水桝に1本1組(高さ約5m,幅約5m)として
	計2本,タービン補機放水ピットに1本1組(高さ約7m,幅約5m)
	として計2本,北側排水路排水桝に1本1組(高さ約6m,幅約11m)

変更前	変更後
	として計2本及び取水口に3本1組(1本あたり高さ約12m,幅約20m)として計6本の合計12本使用する設計とする。また,予備については,破損時のバックアップとして,各設置場所に対して1組の合計6本を保管する。 【70条8】
 4.2 使用済燃料プールの水質維持 使用済燃料プールは、使用済燃料からの崩壊熱を燃料プール冷却浄化 系熱交換器で除去して使用済燃料プール水を冷却するとともに、燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがないよう、燃料プール冷却浄化系ろ過 脱塩器で使用済燃料プール水をろ過脱塩して、使用済燃料プール、原子 炉ウェル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット水の純度、透明度を維持できる設計とする。 【26条35】 	 4.5 使用済燃料プールの水質維持 使用済燃料プールは、使用済燃料からの崩壊熱を燃料プール冷却浄化 系熱交換器で除去して使用済燃料プール水を冷却するとともに、燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがないよう、燃料プール冷却浄化系ろ過 脱塩器で使用済燃料プール水をろ過脱塩して、使用済燃料プール、原子 炉ウェル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット水の純度、透明度を維持できる設計とする。 【26条35】
 4.3 使用済燃料プール接続配管 使用済燃料プール水の漏えいを防止するため,使用済燃料プールには 排水口を設けない設計とし,使用済燃料プールに接続された配管には逆 止弁を設け,配管が破損しても、サイフォン効果により,使用済燃料プ ール水が継続的に流出しない設計とする。 【26条32】 	 4.6 使用済燃料プール接続配管 使用済燃料プール水の漏えいを防止するため,使用済燃料プールには 排水口を設けない設計とし,使用済燃料プールに接続された配管には逆 止弁を設け,配管が破損しても、サイフォン効果により,使用済燃料プ ール水が継続的に流出しない設計とする。 【26条32】
	4.7 重大事故等の収束に必要となる水源代替淡水源として淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を設け

変更前	変更後
	る設計とする。
	【71条2】
	また,淡水が枯渇した場合に,海を水源として利用できる設計とする。
	【71条3】
	代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)は,想
	定される重大事故等時において,使用済燃料プールの冷却又は注水に使
	用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃
	料プール代替注水系 (常設配管), 燃料プール代替注水系 (可搬型), 燃
	料プールスプレイ系(常設配管)及び燃料プールスプレイ系(可搬型)
	の水源として使用できる設計とする。
	【71条9】
	海は,想定される重大事故等時において,淡水が枯渇した場合に,使
	用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機
	能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系(常設配管),
	燃料プール代替注水系(可搬型),燃料プールスプレイ系(常設配管)
	及び燃料プールスプレイ系 (可搬型)の水源として, 更に, 放水設備 (大
	気への拡散抑制設備)の水源として利用できる設計とする。
	【71条10】
4.4 設備の共用	4.8 設備の共用
4.4 設備の共用 燃料プール冷却浄化系設備及び燃料プール冷却浄化系燃料プール注	4.0 設備の共用 燃料プール冷却浄化系設備及び燃料プール冷却浄化系燃料プール注
入逆止弁(G41-F019)(第1,2号機共用)は,第1号機と共用するこ	入逆止弁(G41-F019)(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)
とで,第1号機の使用済燃料を第2号機の使用済燃料プールに貯蔵す	は,第1号機と共用することで,第1号機の使用済燃料を第2号機の使
ることが可能な設計としている。設備容量の範囲内で運用することによ	は、第15歳と共用することで、第15歳の使用頃燃料を第25歳の使用 月済燃料プールに貯蔵することが可能な設計としている。設備容量の範
ることがり貼な成前としている。 成 開谷里の軋曲的で連用することによ	四伯脳府ノニアビに知識りることが可能な 取引としている。 設備谷里の範

変更前	変更後
り,燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足しないようにすることで, 共用により安全性を損なわない設計とする。 【15 条 11】	囲内で運用することにより,燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足し ないようにすることで,共用により安全性を損なわない設計とする。 【15 条 11】
 5. 主要対象設備 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備について、 「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」に示す。 	 5. 主要対象設備 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備について、 「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」に示す。 本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない設備については、「表2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用設備リ スト」に示す。